

学校法人 北海道武蔵女子学園
「次世代育成支援対策促進法」に基づく一般事業主行動計画

令和 7 年 4 月 1 日

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図りながら働きやすい職場環境を整備し、教職員全員がその能力を発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

目標 1：女性教職員の育児休業取得率 90%以上を維持する

(対策と実施時期)

令和 7 年 4 月

- ・ 育児休業に関する支援制度の全体周知を行う。

令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月

- ・ 妊娠・出産した女性教職員に対し、個別に支援制度に関する説明を行い、相談窓口について案内する。

目標 2：男性教職員の育児休業取得者 1 名以上を実現する

(対策)

令和 7 年 4 月

- ・ 育児休業に関する支援制度の全体周知を行う。

令和 7 年 4 月

- ・ 各部署長に対する啓発の実施。

令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月

- ・ 配偶者が妊娠又は出産した男性教職員に対し、個別に支援制度に関する説明を行い、相談窓口について案内する。

**目標 3：子供を育てる教職員が安心して働くことができる職場環境の整備を行い、教職員の有給休暇取得率の向上と所定外労働時間削減を目指す
各月の所定外労働時間は、30 時間未満とする**

(対策)

令和 7 年 4 月

- ・ 育児休業に関する支援制度及び子の看護等休暇に関する全体周知を行う。

令和 7 年 4 月

- ・ 各部署長に対する超過勤務削減及び年次休暇取得についての啓発の実施。

令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月

- ・ 超過勤務の状況及び年次休暇取得率のモニタリング実施。